

第1章 計画策定の沿革・目的

1 計画策定の沿革

松本城は、五重六階の天守が現存する日本を代表する近世城郭跡です。

北から流れる女鳥羽川^{めとぼ}と東から流れる薄川^{すすき}によって形成された複合扇状地の末端に当たる、南西に緩く傾斜した地形上にある平城です。現在の松本市の中心市街地の北西寄りに位置しています。

昭和5年(1930年)に史蹟名勝天然紀念物保存法による「史跡松本城」の指定が、昭和11年(1936年)に国宝保存法による「国宝松本城」の指定が行われ、国の文化財としての保護が始まりました。現在は、本丸・二の丸・内堀・外堀の一部・総堀の一部が史跡に指定されています。

戦後、昭和25年から昭和30年(1950年から1955年)には、国直轄事業として天守の解体修理が行われ、修理中の昭和27年(1952年)に文化財保護法による「国宝松本城天守」の指定が行われました。

昭和32年(1957年)には、松本城本丸及び二の丸を中心とする範囲が都市公園(中央公園。現在は松本城公園)として都市計画決定され、以後は都市公園としての活用・整備を行っています。

昭和48年(1973年)には、松本城周辺における景観形成の在り方等を調査して「松本城周辺整備報告書」としてまとめ、これに基づいて松本城周辺の景観保護を図っています。昭和52年(1977年)に「松本城中央公園整備計画」を策定し、松本城の近代以降の改変箇所を往時の姿に復元することなどを整備項目としました。これに基づいて二の丸に置かれていた長野地方裁判所松本支部の撤去と二の丸御殿跡の整備、太鼓門復元等の史跡整備を行いました。

昭和61年(1986年)には、専門家による調査研究と指導・助言を仰ぐことを目的として「史跡松本城整備研究会」を設置し、その指導を仰ぎながら、平成11年(1999年)に「松本城およびその周辺整備計画(以下「周辺整備計画」という。)」を松本市独自の計画として策定しました。この計画では、復元整備の最終完成形を幕末維新期の松本城の姿とし、その観点から現状の課題の整理と18の整備項目を示しました。

平成28年(2016年)9月には、史跡松本城の保存・活用・整備等に関する現状と課題の把握とそれに基づく今後の基本方針、方法を明確にした「史跡松本城保存活用計画(以下「保存活用計画」という。)」を文化庁の指導のもと策定しました。

こうした経緯を踏まえ、「保存活用計画」で示した方針に基づき、史跡松本城の整備と活用の推進を図るため本計画を策定するものです。なお、現状の課題や整備項目については、「周辺整備計画」の内容を引き継いでいます。

2 計画の目的

本計画は、保存活用計画で示した保存・活用・整備の方針に基づき、現状を正しく把握し、課題を整理した上で、今後実施する整備事業の根幹となる基本理念を定め、目指すべき姿を実現するための具体的な整備内容や調査、スケジュール等を示すことを目的としています。

3 計画期間

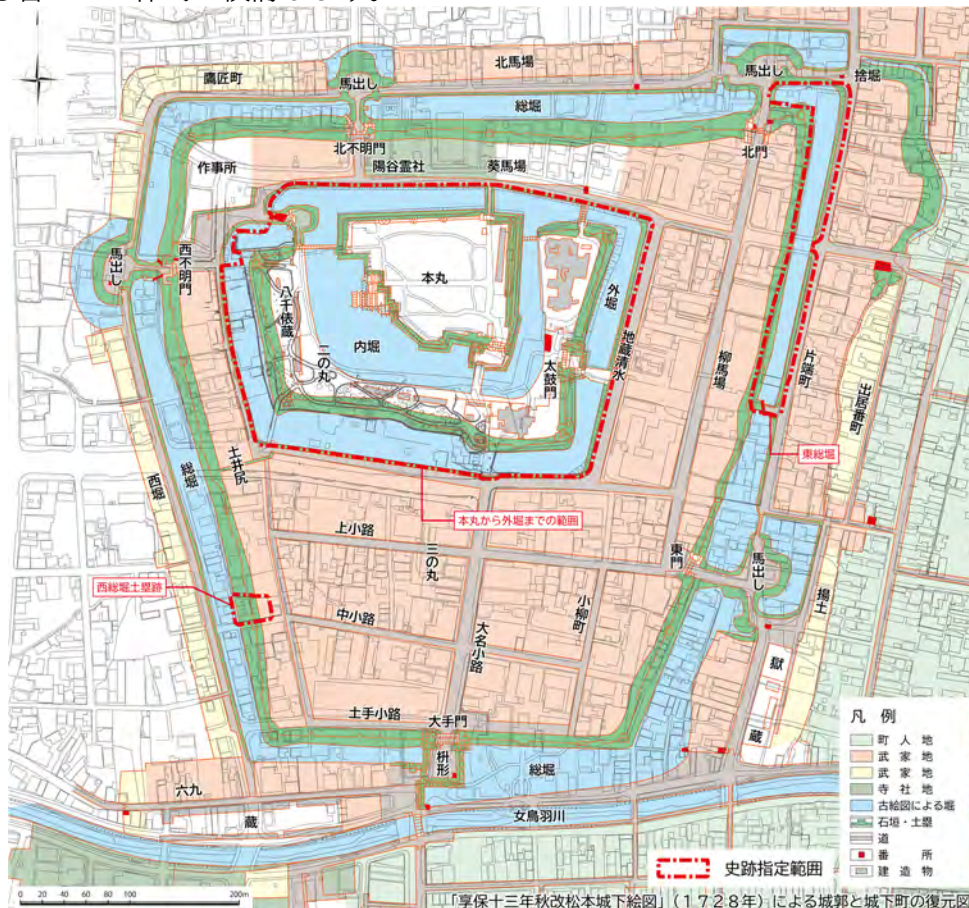
全体の計画期間をおおむね50年とし、10年を目途に段階的に計画を策定し、整備を進めていきます。

まず、令和5年度から令和14年度まで（2023年度から2032年度まで）の10年を「第1期」とし、本計画ではこの期間における内容を重点的に示します。また、第1期の前半の5年を「前期」、後半の5年を「後期」とします。

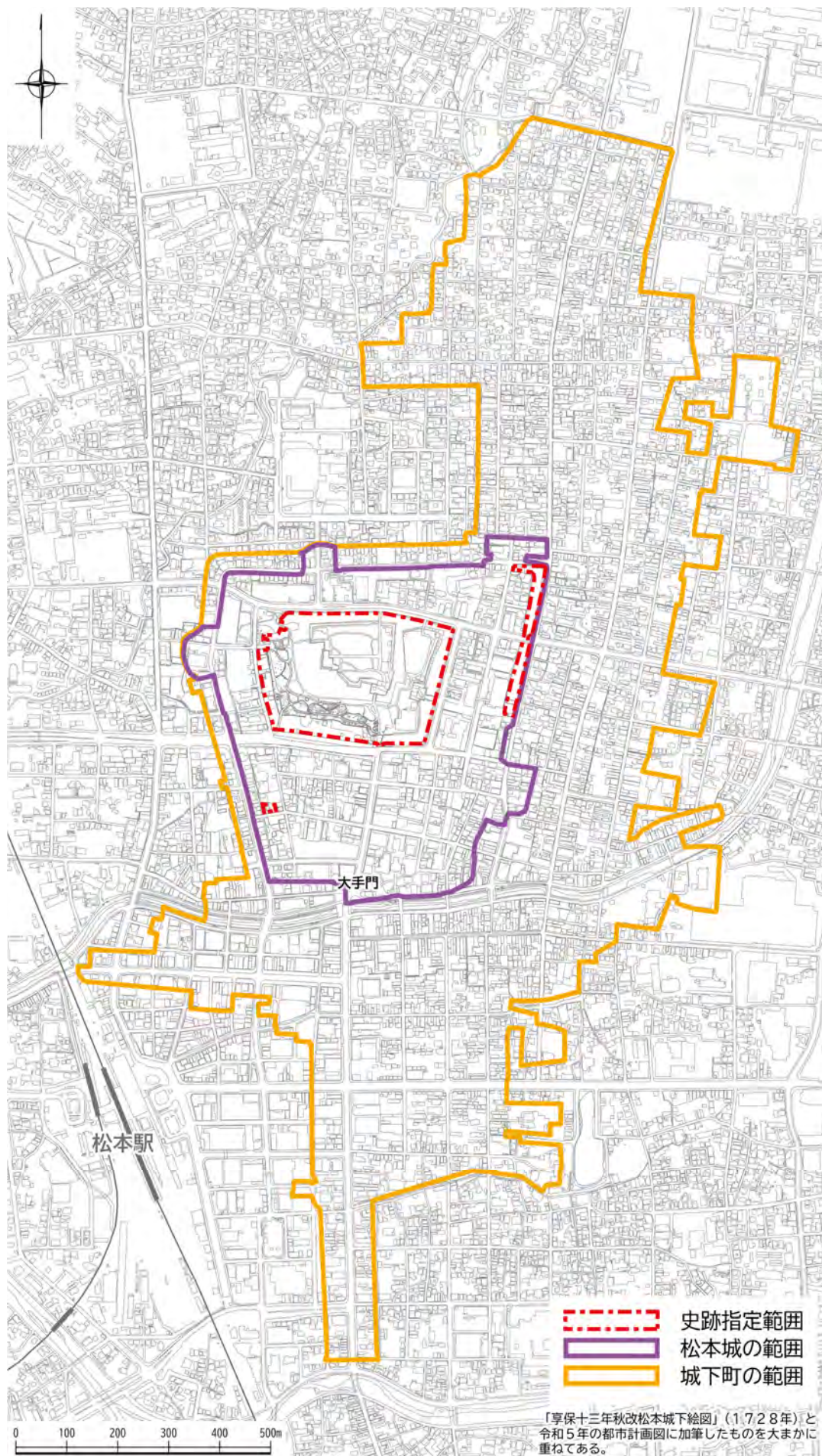
令和15年度（2033年度）以降の事業計画については、整備の進捗状況や計画の成果の反映、社会情勢の変化等を考慮し、計画期間の終盤（令和12年度から令和14年度（2030年度から2032年度））に検討します。

4 計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、原則として松本城の史跡指定地内とします。ただし、本来の城域（三の丸）及び城下町の範囲は史跡指定地外にも広がっていることから、必要に応じて、史跡指定地周辺も含めて一体的に検討します。



第1図 計画対象範囲



第2図 往時の松本城と城下町の範囲

5 委員会の設置及び策定の経緯

(1)概要

本計画は、事務局の作成した計画案を史跡松本城整備基本計画策定委員会で協議し、その指導・助言内容を反映しながら策定作業を進めました。また、広く市民の意見を得るため、パブリックコメントを実施しました。最終的に、作成した計画案を松本市教育委員会で審議し、計画を策定しました。

(2)史跡松本城整備基本計画策定委員会

ア 委員会の構成

役職	氏名	役職
委員長	渡邊 定夫	東京大学名誉教授
委員	佐々木邦博	信州大学名誉教授
委員	澤柳 秀子	元山辺小学校校長
委員	西形 達明	関西大学名誉教授
委員	原 明芳	松本市文化財審議委員会委員
委員	梅干野成央	信州大学工学部建築学科准教授
委員	吉田ゆり子	東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授
委員	米本 潔	文化遺産マネジメントラボ代表
指導助言者	市原富士夫	文化庁文化財第二課文化的景観部門主任文化財調査官
指導助言者	馬場伸一郎	長野県教育委員会文化財・生涯学習課指導主査・文化財専門員
事務局	伊佐治裕子	松本市教育委員会教育長
	逸見 和行	松本市教育委員会教育次長
	竹原 学	松本市教育委員会文化財課長
	竹内 靖長	松本市教育委員会文化財課城郭整備担当課長
	百瀬 学	松本市教育委員会文化財課城郭整備担当課長補佐（令和4年度）
	鈴木 幹彦	松本市教育委員会文化財課城郭整備担当係長
	大西 哲理	松本市教育委員会文化財課城郭整備担当主任（令和5年度）
	福鳶 彩子	松本市教育委員会文化財課城郭整備担当主任
	水上 公子	松本市教育委員会文化財課城郭整備担当会計年度任用職員
	田中 史郎	松本市総合戦略局お城まちなみ創造本部本部長
	岩淵 省	松本市総合戦略局お城まちなみ創造本部次長
	黒田 晋	松本市総合戦略局お城まちなみ創造本部主任（令和5年度）
	青山 千華	松本市総合戦略局お城まちなみ創造本部主事

イ 開催経過

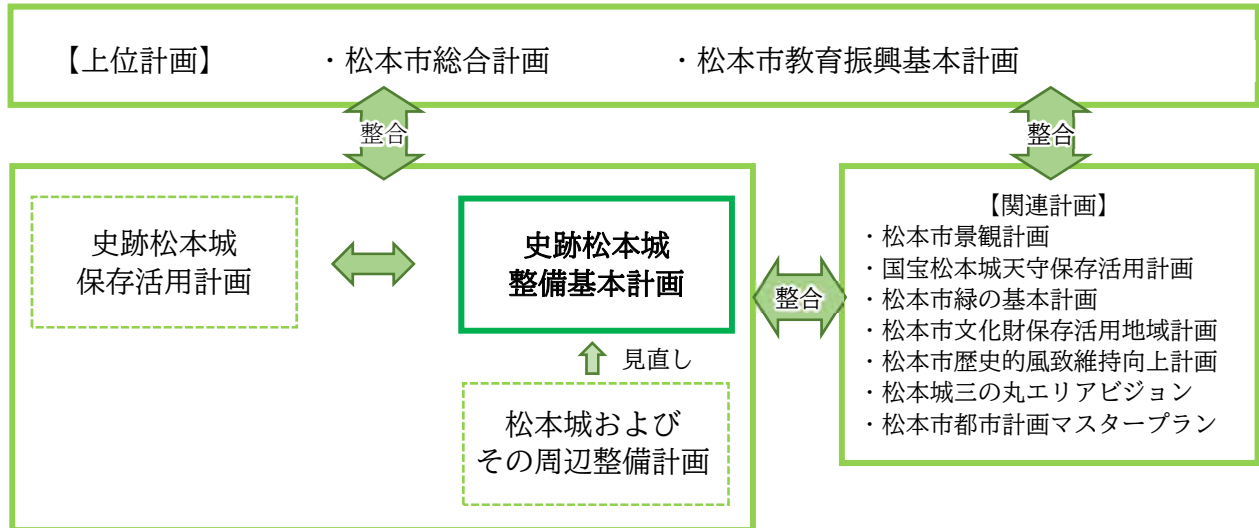
開催日	協議内容
令和4年（2022年）5月17日 第1回史跡松本城整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員、指導助言者の委嘱について ・史跡松本城整備基本計画の策定について ・今後の策定スケジュールについて
令和4年（2022年）8月30日 第2回史跡松本城整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡松本城整備基本計画（素案）について
令和5年（2023年）3月30日 第3回史跡松本城整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（素案）の課題点について ・取組方針について
令和5年（2023年）7月13日 第4回史跡松本城整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察（南・西外堀発掘調査現場） ・前回までの課題の確認について ・南・西外堀の復元計画について ・堀浚渫^{しゅんせつ}計画について ・事業後の水質維持・管理について
令和5年（2023年）10月30日 第5回史跡松本城整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察（南・西外堀発掘調査現場） ・本来の堀形状について ・本質的価値について
令和5年（2023年）12月11日 第6回史跡松本城整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡松本城整備基本計画（案）について
令和6年（2024年）2月19日 第7回史跡松本城整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・修正案について

(3)パブリックコメントの実施

令和6年（2024年）1月13日から2月11日までの30日間、計画案のパブリックコメントを実施しました。実施に当たっては、計画案を市ホームページに掲載するとともに、松本市役所行政情報コーナー、市内各地区の地域づくりセンター、文化財課及び松本城管理課において計画案の閲覧を行いました。

6 他計画との関係

本計画は、「松本市総合計画」、「松本市教育振興基本計画」の下位に位置付け、「保存活用計画」と並列し、「周辺整備計画」の整備項目を今の時代に即した内容に整理して引き継いだ計画として位置づけます。関連する計画・方針としては、「松本市景観計画」、「国宝松本城天守保存活用計画」、「松本市緑の基本計画」、「松本市文化財保存活用地域計画」、「松本市歴史的風致維持向上計画」、「松本城三の丸エリアビジョン」「松本市都市計画マスタープラン」等があり、史跡の保存・活用・整備は、これら計画との連携、整合を取りながら推進します。



第3図 他計画との関係

(1)上位計画

ア 松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）（令和3年（2021年）8月）

基本理念を「岳 自然豊かな環境に感謝し、楽 文化・芸術を楽しみ、学 共に生涯学び続ける」ことにより三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」（進化・深化）させることとし「豊かさと幸せに挑み続ける三ガク都」をキャッチフレーズとして策定した、松本市の最上位計画であり、令和3年度から令和12年度まで（2021年度から2030年度まで）を計画期間としています。

また、以下の5つの行動目標をエンジンに、基本施策を推進しています。

- | | | |
|------|---|--------------------|
| みとめる | … | 自分らしく生き支え合う |
| まなぶ | … | 共にはぐくみ学ぶ |
| いかす | … | 自然・歴史・文化の恵みを受け継ぎ磨く |
| つなぐ | … | 人・街・自然をつなぎ直し未来に贈る |
| いどむ | … | 新たな価値を創造し、常に進化する |

総合計画の基本施策の一つに、「歴史・文化遺産の継承」を掲げています。施策の方向性として、松本城や旧開智学校等の保存活用、学ぶ環境の充実と持続可能な運用、文化財を活用した地域づくりを示しました。

イ 第3次松本市教育振興基本計画（令和4年（2022年）6月）

教育振興のための施策に関する基本的な計画です。第2次計画の策定から5年が経過し、教育を取り巻く環境が目まぐるしく変化する状況の中、教育長及び教育委員との協議を経て市長が定めた教育大綱と整合を図り、これからの松本市の教育の目指す姿を見据え、新たに第3次の教育振興基本計画として策定したものです。「子どもが主人公 学都松本のシンカ」を掲げる松本市が、「学びに、遊びや体験を。生涯を通じた学びを保障する松本まると学都構想」をキャッチフレーズに、具体化するための施策を推進しています。

第3次教育振興基本計画は、教育分野を9つの柱に整理し、「9 文化芸術・歴史」の中に史跡整備事業等の各種事業を位置付けています（第4図）。



第4図 松本市教育振興基本計画の体系

(2)史跡松本城保存活用計画（平成28年（2016年）9月）

史跡松本城の保存・活用・整備等に関する現状と課題の把握とそれに基づく今後の基本方針、方法を明確にするために策定したものです。基本方針は以下のとおりです。

基本方針

(1) 保存の基本方針

- ア. 史跡松本城の本質的価値を構成する要素である歴史的建造物、石垣、堀、地下遺構等を確実に保存し、後世に継承します。
- イ. 史跡松本城を構成する諸要素及び地区別の保存の方針とこれに基づく保存の方法を具体的に定めます。
- ウ. 今後予想される現状変更等に関する方針を定め、その厳密な運用を図ります。
- エ. 史跡松本城の本質的価値をさらに明らかにし、深化させるための調査研究に継続して取り組みます。
- オ. 史跡指定地外に所在する松本城の本質的価値を構成する要素の調査研究及び保存に取り組みます。

(2) 活用の基本方針

- ア. 天守と一体的な史跡の価値を市民・観光客にわかりやすく伝えるとともに、その価値を身近に享受できる環境を整えます。
- イ. 史跡松本城の価値を活かし、松本城や城下町を学びの場として活用する事業を継続するとともに、その充実を図ります。
- ウ. 都市公園として求められる憩いの場、賑わいの場としての役割を、史跡の保存との両立を図りながら果たします。

(3)松本城およびその周辺整備計画（平成11年（1999年）9月）

昭和52年（1977年）に策定した「松本城中央公園整備計画」を引き継ぎ、史跡松本城の整備基本計画として策定したものです。「周辺整備計画」において、整備の基本方針を4項目定めています。

- ・国宝松本城天守及び史跡松本城の歴史的・文化的価値を重視し、文化財保護の見地に立って、その保全及び復元を行うとともに、観光資源的機能と都市公園的性格や機能にも配慮する。
 - ・本丸、二の丸の全域において、史実に基づく遺構の復元整備、城跡にふさわしい施設を整え、かつ城構えを踏まえた史跡の範囲の拡大を目標とした整備を行う。
 - ・史跡外に残る城郭関係遺構についても調査を進め、その保護と活用を図り、併せて歴史的景観の保全に努める。
 - ・松本市の歴史的シンボルとして、文化・教育面に資するとともに、その向上発展を目指す。
- 更に基本方針を踏まえて、本丸地域・二の丸地域・三の丸地域、歴史的町並みの保存の区分を設け18の整備項目を掲げ、それぞれの整備内容を定めています。本計画に基づき史跡松本城とその周辺部の整備事業を進め、現在に至っています。

(4)関連計画

ア 松本市景観計画（平成20年（2008年）4月）

松本市は四季折々の表情が美しい自然に囲まれ、また、由緒ある歴史的資源や、人々が育んできた文化的資源等、世界に誇るべき豊かな景観資産に恵まれています。このすばらしい景観を守り、育て、未来へと引き継ぐため、松本市における景観形成の指針として策定したものです。

この計画には、景観重点地区を定める規定を設けており、松本城周辺地区は「お城地区」として指定し、景観のシンボルである松本城と城下町松本の景観を保全し、かつ景観的魅力が高まるように独自の基準を設けています。

イ 国宝松本城天守保存活用計画（平成27年（2015年）3月）

国宝松本城天守の保存、活用の基本方針を定めるため、文化庁の「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」に基づき策定したものです。天守の保存と活用に係る保存管理計画、環境保全計画、防災計画、活用計画、保護に係る諸手続を定めています。

ウ 松本市緑の基本計画（平成27年（2015年）3月）

都市緑地法第4条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。「まちの将来像」として「いのち育む ころ育む 水と緑のまち 松本」を定め、市内を五つのエリアに区分し、それぞれの将来像と取り組むべき施策を定めています。

松本城は「中心市街地エリア」に含まれ、「『湧水や緑陰の周りに人々が集まり、賑わいを創り出している』まち」を将来像とし、主な施策として「文化財や寺社等と一体となった樹木等の保全」が掲げられ、松本城史跡整備・保存管理事業に合わせた緑の在り方を検討することとしています。

エ 松本市文化財保存活用地域計画（平成31年（2019年）2月）

市民が歴史や文化を通じて郷土に愛着と誇りを持つことができ、更に観光や産業といった経済振興につながる街づくりを進めるため、平成12年（2000年）に策定した「松本まるごと博物館構想」の理念を具現化し、松本市が目指す将来の都市像を実現すべく、平成30年（2018年）に松本市の文化財保存活用のマスタープランとして松本市歴史文化基本構想を策定しました。その後、文化財保護法の改正を受け、文化財保存活用地域計画が法定化されたことから、この構想に位置付けた各種施策を実現するためのアクションプランとして、松本市文化財保存活用地域計画を策定しました。

オ 松本市歴史的風致維持向上計画（第2期）（令和3年（2021年）5月）

歴史、文化を活かした景観形成による住環境の向上、伝統行事等の伝統文化の保存及び継承、観光都市としての魅力の向上を目指して「松本市歴史的風致維持向上計画」を策定し、

平成23年（2011年）6月に国の認定を受け、以来、10年間にわたり歴史まちづくりの事業に取り組んできました。松本市のまちづくりを進めていくに当たり、重要な方針の一つは松本城を中心とした歴史的まちなみ景観の保全と活用であり、そのためには伝統行事等伝統文化の継承が必要となっています。そのことから、歴史的風致の一層の維持向上を目指し、文化財行政と一体となって事業を実施する「松本市歴史的風致維持向上計画(第2期)」を策定したものです。

カ 松本城三の丸エリアビジョン（令和4年（2022年）3月）

かつて総堀で囲まれた松本城三の丸と、昭和39年（1964年）に移築復元された旧開智学校周辺を合わせて「松本城三の丸エリア」とし、その二つの国宝を有する歴史ある街の中心地において、様々な形で松本に暮らす方、働く方、松本を愛する方と対話を積み重ね、公民が連携して実現するエリアの目指す姿を描いて策定したものです。

本ビジョンでは「誰かに語りたくなる暮らし」をエリアの合言葉とし、都市公園としての憩いや活用の機能と史跡としての保全のバランスを踏まえた在り方を検討することで、北アルプスと松本城天守という背景に地元の人々の暮らしのシーンが加わった情景を創出することなどを取組方針として掲げました。

キ 松本市都市計画マスタープラン（令和4年（2022年）3月）

都市づくりの将来像を「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」とし、令和3年から令和22年まで（2021年から2040年まで）のおおむね20年間を計画期間としています。都市づくりの基本方針として、「歴史や自然を活かし、活力ある産業を育てる都市づくり」、「誰もが快適で安心して暮らせる都市づくり」、「集約連携型都市構造の実現による効率的かつ機能的な都市づくり」、「自然災害による被害を最小限に抑える安全な都市づくり」、「市民や地域が自ら考え、自ら行動する都市づくり」を掲げています。

地域別構想では、城下町として栄えた中心市街地を含む地域である中央部地域、中央北部地域の将来像をそれぞれ「歴史的遺産や豊かな水と緑を活かした松本広域都市圏の中心拠点」、「豊かな自然や歴史文化と調和したうおいのある文教のまち」としており、整備方針では、「松本城三の丸エリアビジョンの実現に向けたまちづくり」、「城下町にふさわしい賑わいと風格のあるまちなみの形成」、「歴史的・伝統的街並み景観の整備・保全」等を示しました。

表1 諸計画一覧

	名称	所管等	策定年月日等
(1) 上位計画	ア 松本市総合計画 (基本構想2030・第11次基本計画)	総合戦略局総合戦略室	令和3年(2021年)8月策定 (期間:令和3年度から12年度)
	イ 第3次松本市教育振興基本計画	教育委員会教育政策課	令和4年(2022年)6月策定
	(2) 史跡松本城保存活用計画	教育委員会文化財課 文化観光部松本城管理課	平成28年(2016年)9月策定
	(3) 松本城およびその周辺整備計画	教育委員会文化財課 文化観光部松本城管理課	平成11年(1999年)9月策定
(4) 関連計画	ア 松本市景観計画	建設部都市計画課	平成20年(2008年)4月策定
	イ 国宝松本城天守保存活用計画	教育委員会文化財課 文化観光部松本城管理課	平成27年(2015年)3月策定
	ウ 松本市緑の基本計画	建設部都市計画課	平成27年(2015年)3月策定
	エ 松本市文化財保存活用地域計画	教育委員会文化財課	平成31年(2019年)2月策定 (期間:令和元年度から10年度)
	オ 松本市歴史的風致維持向上計画(第2期)	総合戦略局 お城まちなみ創造本部	令和3年(2021年)5月策定 (期間:令和3年度から12年度)
	カ 松本城三の丸エリアビジョン	総合戦略局 お城まちなみ創造本部	令和4年(2022年)3月策定
	キ 松本市都市計画マスタープラン	建設部都市計画課	令和4年(2022年)3月策定 (期間:令和3年度から22年度)